

令和5年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和5年5月26日（金）午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別、50音順）
 - （地裁委員） 井上一朗（家裁委員兼務）、岩崎千恵子、江夏邦威、鎌田正（家裁委員兼務）、小八重隆士、末崎和彦（家裁委員兼務）、林美佐子（家裁委員兼務）、町元真也、松田典浩（家裁委員兼務）
 - （家裁委員） 宇津和裕幸、小川浩昭、押川奉史、鈴木基之、西森由貴
 - （列席者） 小泉裁判官、地家裁事務局長、民事首席書記官、民事次席書記官、民事訟廷管理官、刑事首席書記官、首席家裁調査官、家裁首席書記官、家裁訟廷管理官、家裁主任書記官
 - （庶務担当者） 家裁総務課長、家裁総務課課長補佐
- 4 議事（□：委員長、▲：学識経験者、◎：法曹委員、◇：裁判所）
 - (1) 新任委員紹介等
 - 新任委員 井上一朗委員
 - 同 宇津和裕幸委員
 - 同 鈴木基之委員
 - 同 西森由貴委員
 - 同 増田良文委員
 - (2) 家裁委員長の代理指名
 - 松田委員長により鈴木基之委員を委員長代理に指名
 - (3) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告
 - 前回テーマ「裁判所における人材育成について」（担当：家裁総務課長）
 - (4) 今回のテーマ「裁判所におけるデジタル化について～利用者の目線から～」
 - 裁判手続におけるデジタル化の取組状況等について説明（担当：民事次席書記官、家裁主任書記官）
 - (5) 意見交換等
 - ◎ 4月に民事裁判書類電子提出システム（mints）の利用者登録をし、模擬記録を使用した習熟を行っているが、登録・操作ともに簡単にできることを実感した。デジタル化により、紙での記録管理の負担が軽減され、依頼人とのやり取りもメールやクラウドによるファイル共有を用いたものになり、従来のFAX等を用いたやり取りと比べてメリットが大きいと感じている。
 - ▲ 裁判手続においてウェブ会議の利用が可能になるとのことだが、コロナ禍でウェブ会議が増え始めたころ、利用者の中に抵抗や戸惑いが大きかったことを踏まえると、画面越しの会話に慣れていない方が、裁判や調停などの大事な場面でうまく自分の意見を言えるのかが気になった。また、病院においては電子カルテ等の利用が進んでいるが、他の病院との診療情報のやり取りの場面では、セキュリティや個人情報管理の問題から、紙媒体や電話による方法が多い。ほかの病院から受け取った書面は、スキャンして電子データとして保存し、スキャン後の書面はシュレッダーにかけて廃棄しており、作業量

及び紙の廃棄量が増えている面もある。セキュリティが整い、完全なペーパーレス化が実現できると良い。

- 裁判手続では、電話会議システムの利用が可能であったが、ウェブ会議の利用が可能となることでより対面に近いコミュニケーションができるようになると思う。また、医療機関と同様、裁判所が扱う情報の中にはプライバシーに関わるものが多く、セキュリティ対策は課題である。
- ▲ 市役所でもデジタル推進課の設立や、転出手続のオンライン化など、デジタル化・ペーパーレス化の取組が進められている。一方で、妊産婦のケアの場面等では、妊婦の不安、産後うつ予防や乳児の世話について、対面での丁寧な聴取や対応が重要であり、ウェブでは不十分だと感じることもある。出産子育て応援給付金の支給手続等、対面かオンラインかを選択できるものについては、オンラインの希望が多く、特に20～30代の若い世代には、オンラインの利用が浸透している。利用者のニーズ、手続や対応の性質に応じたデジタル化の推進が必要だと感じている。
- 裁判所においては、全ての国民に均質な司法サービスを提供するという観点から、デジタル機器の利用が困難な当事者も想定した上で、問題の性質や手続の進捗等も考慮しながら、ウェブ会議の利用が相当かどうかを検討する必要がある。今後、デジタル化が進んでも、対面での手続が必要となる場面は残るものと思われる。
- ▲ 家事調停手続においては、コロナ禍で電話会議システムの利用が増えた。電話会議システムを利用した調停では、当事者の表情が見えず、当事者が沈黙すると、何かを考えている沈黙なのか、不満を感じている沈黙なのかが汲み取れず、苦慮するといったデメリットがあったが、ウェブ会議の利用により改善されるものと期待している。現行法では、離婚調停の場合、電話会議の方法によって調停を成立させることができないが、ウェブ会議での離婚の合意が可能となれば、当事者の利便性向上につながると思う。一方で、電話会議と同様、当事者が調停の内容を録音・録画したり、その音声や動画を外部に発信したりするおそれがあり、プライバシーや非公開性の確保の面で心配がある。
- 家事調停の当事者には、当事者間の意見の対立や暴力等により相手と同じ場所で調停手続をすることに抵抗がある場合も多く、ウェブ会議の利用で一か所に集まらずとも調停手続を進められるというのは、大きな利点になると思われる。
- ▲ 県総務部総務課で公文書管理を担当しており、意思決定過程の電子化を取り入れた電子文書管理システムの導入・利用促進に取り組んでいるが、内容によっては紙媒体での決裁が必要なものもあり、電子と紙が混在している状況である。裁判所の説明の中で、mintsを利用した提出が認められていない書類もあるとの話があったが、紙媒体で提出されたものは、そのまま紙の記録として保存されるのか。
- 現在、オンライン提出への一本化に向けた過渡期であり、紙媒体での提出・保存もなされているが、令和7年頃には、オンライン提出・データでの保存が原則となる。なお、利用者の事情等により、例外的に紙媒体のものが残るのはやむを得ないと思う。
- ▲ 裁判手続のデジタル化が進めば、利便性が向上し、利用者にとってのメリットが大きいと思う。その上で、①裁判所職員の事務手続上のメリットにはどのようなものがあるのか、②家事調停が成立しなかった場合、その後の訴訟手続においても調停と同様にウェブ会議での手続ができるのかをお尋ねしたい。

◇ ①については、申立書や調書のデジタル化により、書類郵送等の負担が減り、裁判所職員の事務コストが削減されるのではないかと考えている。②については、今後、調停手続だけでなく、審判や人事訴訟手続においてもデジタル化を進めていく方針であり、調停が不成立となった後の手続においても、ウェブ会議の利用が可能となる見込みである。

□ ②については、人事訴訟手続では、調停手続との性質の違いから、書証のやり取りもできるようなシステムを構築・利用することを予定している。

▲ 均質な司法サービスを提供するという観点から、一般の方が関わる部分においては、全面的にデジタル化することが難しい面があるということが分かった。また、職員の事務にあたっては、デジタル化を積極的に進めることで情報の検索が容易になるなど、事務の負担が減っていくのではないかと感じた。今後、AIの活用も視野に入れたデジタル化を図ることも考えられるのではないだろうか。

□ デジタル化を何のために行うかという目的の本質に迫る問題提起をいただいた。デジタル化により情報の検索や文書内にリンクを張ること等が可能となり、紙媒体とは違った形の情報管理ができるようになる。このようにデジタル化により事務の効率化を図ることで、裁判所の本来の役割である公平かつ適正迅速な裁判の実現に、より注力するというのが、裁判所におけるデジタル化の最大の目的であると考えている。裁判所の業務の中には、機械で代替できないものもあり、AIの利用の可否等については、国民の視点も踏まえて、慎重に検討しなければならない。

▲ 航空業界では、コロナ禍の影響を受けてデジタル化の取組が、経費削減の観点からペーパーレス化の取組として進んでいる。デジタル化に当たってはシステム障害への対策が大きなテーマとなっており、トラブルが発生した様々な局面での適切かつ迅速な対応が重要と考える。また、システムの構築・利用においては若い世代のデジタル人材確保の必要性を実感しているところであるが、デジタルリテラシーの教育及びIT人材の育成に苦慮している。

□ 裁判所においてもデジタル人材の確保が進められており、専門的な知識を持つ職員の中途採用がなされたりしている。

本日の意見交換を通じて、委員の皆様方がどのような点に関心を持たれているのかを知ることができた。いただいた御意見を参考に、引き続き裁判所におけるデジタル化の取組を進めていきたい。

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「裁判所におけるデジタル化～司法行政部門を中心に～（仮題）」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：令和5年11月17日（金）午後2時30分